

**平成23年度
松江市原子力防災訓練**

《松江市実施要領》

松 江 市

平成23年度原子力防災訓練

【松江市】

《経緯と目的》

これまで島根県及び松江市においては、原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、原子力発電所における異常事態の発生に備え、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画及び松江市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、原子力防災訓練を実施してきた。

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故は、同発電所を中心とした半径20km等の広域的な区域が避難指示区域に設定されるなど、今までの国の原子力防災指針に定められていた原子力災害に対する考え方を大きく覆すものである。

これを受け、国は、新たな防護対策区域としてUPZ(半径30km)の検討等を行うとともに、島根県は原子力防災連絡会議を、松江市においても原子力災害対策検討プロジェクト会議を設置し、広域的な住民避難を含む災害対応に係る課題等について整理・検討しているところである。

今年度実施する原子力防災訓練については、これらの現状を鑑み、従来の島根県と松江市に鳥取県及び30km圏内の周辺市を加えた新たな枠組みで、行政機関における体制整備を目的とした初動活動を中心とした訓練をすることにより、原子力災害時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟度を図ることを目的とする。

《実施日時》

平成24年2月16日(木) 8:00～12:00

《実施場所》

松江市役所本庁、各支所、各公民館、各学校、各幼稚園・保育所(園)、社会福祉法人・施設、島根県原子力環境センター、島根原子力防災センター、島根原子力発電所 等

《参加機関》

松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院、松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会 等

《訓練想定》

『島根原子力発電所2号機(定格出力82万キロワット)において、原子炉の運転中に送電線事故の影響により外部電源喪失(所内単独運転失敗)し、原子炉が自動停止した。その後、残留熱除去系機器等の故障により原子炉からの残留熱を除去する機能が喪失したことにより、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条^{注1)}に該当する異常事態へ至り、さらに、全ての非常用炉心冷却装置が故障したことにより原災法第15条^{注2)}に該当する事象が生じた』という想

定のもとで、情報連絡、情報共有などの初動対応に特化した訓練を行う。

注1) 原災法第10条事象 …原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

注2) 原災法第15条事象 …原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せされ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となって行う訓練

1. 初動対応訓練(原子力災害対策本部設置運営訓練を含む)

1) フェーズ1…安全協定第10条通報以降(原子力事故対策会議設置・運営)

発電所から安全協定第10条に基づく異常時の連絡を受け、防災関係機関相互の対応状況について確認するとともに、速やかに本庁関係課へ通信連絡を行い、原子力事故対策会議を設置開催し、事故進展に備えた市の取るべき措置等について検討する。

○内部組織での通信連絡訓練

【初期通信及び集合】

・安全協定第10条連絡受信後の初動要員への通信連絡を行う。

【段階別通信及び参集】

・防災安全部と全支所・全企業局・消防本部及び本庁関係課との通信連絡を行う。

・本庁、鹿島・島根支所原子力事故対策会議構成員への通信連絡及び参集を行う。

・島根県事故対策会議への連絡員(過去の原子力担当者の登用)の派遣を行う。

○外部機関との通信連絡訓練

・島根県、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用電話回線等を使用した通信連絡を行う。

○原子力事故対策会議の開催及び運営訓練

・構成課において災害関連情報を共有し、島根県や全支所、全企業局及び消防本部へ会議結果等の情報共有を行う。

【本庁】原子力事故対策会議の設置・運営訓練(1回)

【各支所・企業局等】本庁との情報連絡訓練(会議開催・会議結果)。

2) フェーズ2…原災法第10条通報以降(原子力災害対策本部設置・運営)

事象の進展により発電所から原災法第10条に該当する事象の発生連絡を受け、原子力災害対策本部を設置・開催し、事故進展に備えた市の取るべき措置等について検討する。

更に、その後事象が進展し、原災法第15条に該当する事象の発生及び原子力緊急事態宣言並びに避難指示の連絡を受け、その旨情報を共有する。

○内部組織での通信連絡訓練

【段階別通信及び参集】

- ・現地事故対策連絡会議要員等のオフサイトセンターへの派遣(立ち上げ要員も含む。原子力災害合同対策協議会等は開催されないため当該要員は派遣しない)。

○外部機関との通信連絡訓練

- ・島根県、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用電話回線等を使用した通信連絡を行う。

○原子力災害対策本部会議の開催及び運営訓練

- ・構成部局において災害関連情報を共有し、島根県や全支所・全企業局及び消防本部へ会議結果等の情報共有を行う。

【本庁】 原子力災害対策本部会議の設置・運営訓練(1回)

【各支所・企業局等】本庁との情報連絡訓練(会議開催・会議結果)。

2. 緊急時モニタリング訓練

○緊急時モニタリングセンターに要員を派遣し、緊急時モニタリング活動を実施する。

【訓練対象】 島根県緊急時モニタリングセンター構成員等13名

(本庁環境保全部9名、鹿島支所2名、島根支所2名)

○車両を用いた機動モニタリングにより、各支所管内の空間線量率を測定し、緊急時モニタリングセンターに報告する。

【訓練対象】 鹿島・島根以外の各支所12名

(美保関支所2名、八雲支所2名、玉湯支所2名、宍道支所2名、八束支所2名、東出雲支所2名)

3. 緊急時被ばく医療活動訓練

○島根県医療政策課、緊急時医療センターへの情報連絡を行う。

【訓練対象】 松江市立病院と島根県との通信連絡

○汚染患者発生時の医療機関への搬送訓練等を行う。

【訓練対象】 松江市消防本部

4. 広報活動訓練

○住民への広報訓練

- ・住民への広報訓練については、今年度は住民参加型訓練では無いため、住民の無用な混乱を防ぐ観点から、実働する広報手段を以下のとおり限定して実施する。

【広報手段(実働)】松江市行政情報告知システム、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、しまね国際センターメールマガジン

※国際文化観光都市という地域特性から、メールマガジンでは外国語を交えて実施する。

【広報手段(想定)】防災行政無線、有線放送、広報車、エリアメール

【対象地区】全市域

5. 関係機関等への情報伝達等訓練

1) 災害時要援護者

○今年度は病院や社会福祉法人及び福祉施設への情報伝達訓練を行う。

【訓練対象】

- ・全市域から社会福祉法人、福祉施設等を抽出して実施。 (全11法人・施設)

2) 学校施設・幼保施設

○今年度は市から全市域の学校等への情報伝達訓練を行う。

【訓練対象】

- ・高校・大学等 市内全市立高校(全1校)
- ・中学校 市内全市立中学校等(全18校)
- ・小学校 市内全市立小学校(全35校)
- ・幼稚園 市内全市立幼稚園(幼保園)(全29園)
- ・保育所 市内全保育所(全73所(園)) (全156施設)

3) 公民館

○今年度は市から全市域の公民館への情報伝達訓練を行う。

【訓練対象】

- ・市立全公民館 (全36公民館)

4) 消防団

○今年度は消防本部から消防団長、各方面団長への情報伝達訓練を行う。

○消防団メール登録団員(約800名)へのメール配信を行う。

【訓練対象】

- ・松江市消防団(防災無線を用いた訓練対象者) (全11名)

5) 町内会・自治会連合会

○今年度は、市から各会長あてに情報伝達訓練を行う。

【訓練対象】

- ・松江市町内会・自治会連合会各地区会長 (全29名)

☆国、県、中国電力及び市共通の訓練

1. 初動対応訓練(オフサイト設置運営訓練含む)【県庁・OFC】

- ・トラブル通報から、原災法 15 条までの各機関の対応の手順の確認を行い、併せて関係機関との通信連絡訓練を行う。
- ・対策会議及び災害対策本部会議の運営訓練を行う。
- ・オフサイトセンターにおいては、現地事故対策連絡会議を開催し、初期対応について関係機関における情報共有を図る。

2. 緊急時モニタリング訓練【島根県保健環境科学研究所】

- ・緊急時の放射線測定に対して、機動モニタリングを中心に訓練を行う。
- ・30km 圏内の市において、あらかじめサーベイメータを配置し、公用車により移動しながら定点測定を行う。

3. 緊急時被ばく医療活動訓練【県立中央病院 ほか】

- ・緊急時医療センターを設置し、関係機関との連携を図る。
- ・被ばく患者を救急車などを活用し医療機関へ搬送する。

4. 原子力研修会【県庁・OFC】

- ・原子力緊急時における防災関係機関相互の連携などについて理解を深めることを目的とした初動対応研修を実施。(平成24年1月25日実施済)
- ・松江市も講師として参加した。

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する